

鹿児島市こどもまんなか応援サポーターの取組の推進に向けた啓発動画作成及び  
ワークショップ開催運営等業務委託に係る企画提案競技実施要領

1 趣旨

「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こどもまんなか応援サポーター」の取組を推進するための啓発動画を作成し、こども・子育てにやさしいまちづくりの機運醸成を図る。

また、啓発動画の作成に当たっては、若者を対象としたワークショップを開催し、その中で得られた参加者の意見等を反映させ作成する。

2 業務の名称

鹿児島市こどもまんなか応援サポーターの取組の推進に向けた啓発動画作成及びワークショップ開催運営等業務委託

3 予算上限額

1, 276, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。企画提案において、予算額を超えてはならない。

4 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

5 業務の内容

別添「鹿児島市こどもまんなか応援サポーターの取組の推進に向けた啓発動画作成及びワークショップ開催運営等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

6 企画提案競技参加資格・企画提案競技参加申込書の提出

令和7年6月10日付け告示第805号のとおり

7 質疑応答

(1) 質問方法

質問内容を別紙「質問書（様式第5）」に記載し、件名を「企画提案競技に関する質問」とし、電子メールで送信すること。

(2) 質問受付期限

令和7年6月17日（火）午後3時まで（期限厳守）

(3) 質問先

メールアドレス：kodo-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和7年6月19日（木）までに本市ホームページに掲載する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出品目

① 企画提案書等提出書（様式第6）

② 企画提案書

仕様書にある企画内容が分かるように作成するとともに、企画提案書の提案にあたっては、次の点に留意すること。

ア ワークショップについて、次の事項を記載すること。

- ・ ワークショップのテーマ、スタイル及び開催時期・期間・所要時間、参加者に対するサポート体制、その他関連する情報
- ・ ファシリテーター候補者の情報（実績や経歴など）

- ・ ワークショップの開催実績がある場合は記載すること。
  - ・ 参加者の募集のための広報活動について記載すること。
- イ 啓発動画について、次の事項を記載すること。
- ・ 動画制作の実績（国、県、市町村又は企業等からの受注により制作した代表的なもの）
  - ・ 訴求力の高い「こどもまんなかアクション」など、想定される啓発動画の内容（動画の方向性・コンセプト、映像手法など）
- ウ 本業務における提案者の強みや、仕様書に定める業務のほかに予算の範囲内において実施できる効果的な独自提案などがある場合は記載すること。（なお、独自提案については、「独自提案」と明記すること。）
- エ 業務実施体制を記載すること。
- オ 費用見積明細書（経費内訳を明記したもの）を記載すること。
- ※1 見積合計額を算出する際は、一括して値引きを計上しないこと。（積算項目毎に値引き・調整されているものは可とする。）
  - ※2 見積の金額については、本業務の提供にあたり発生する付帯作業に係る費用を含むすべての経費の合計金額とする。

(2) 形式等

原則としてA4版15ページ以内（ただし、表紙と目次はページ数に含めない。印刷は両面印刷で行う）とする。

(3) 企画案数

提出業者1社につき1案とする。

(4) 提出部数

- ① 企画提案書等提出書（様式第6） 正本1部
- ② 企画提案書（費用見積明細書含む） 正本1部、副本10部

※副本には事業者名及び職員名を記載しないこと

(5) 提出先

鹿児島市山下町11番1号  
 鹿児島市こども未来局こども政策課企画係（鹿児島市役所本館3階）  
 電話 099-216-1514

(6) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、受付期間内に必着とすること）

(7) 提出期限

令和7年7月11日（金）午後3時まで（必着）（期間厳守）

9 受託候補者の選定

鹿児島市こども未来局における業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い選定する。（ただし、応募者多数の場合は、提出書類による一次審査を行い、上位5者程度でプレゼンテーションによる審査を行うものとする。）

(1) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書の内容に基づきプレゼンテーションを行う。

- ① 日時：令和7年7月17日（木）（予定）
- ② 場所：鹿児島市役所（詳細は未定）
- ③ 留意事項

ア 開催日時、場所等の詳細については、別途通知する。

イ プレゼンテーションにあたっては、動画制作の実績（国、県、市町村又は企業等からの受注により制作した代表的なもの）の映像のプレゼンテーションを行うこととし、パソコンと映像データは持参すること（テレビモニターは本市が準備し、HDMIケーブルでパソコンと接続する予定）。また、企画提案書の副本と同様、提案者の法人名が特定されないようにすること。

なお、それ以外の説明については、提出された企画提案書に基づいて説明するものとし、

追加提案や追加資料の配布は認めない。

(2) 審査項目及び評価基準

提案内容の審査項目及び評価基準は次のとおりとする。

審査項目	評価基準	配点
基本的な考え	①企画コンセプトが明確で、事業の趣旨を良く理解した提案となっており、事業効果が期待できるか。	10
企画内容	②ワークショップについて、下記の視点から評価する。 ・企画コンセプトを理解した上でのワークショップのテーマなどが設定されているか。 ・参加者がワークショップに自発的・主体的に関われるよう工夫するがあるか。 ・ファシリテーターを含め、ワークショップの運営について、ワークショップを円滑に遂行し、参加者の意見・アイデアを十分に引き出しつつ、啓発動画作成に向けたこどもまんなかアクション等をまとめることが期待できるか。	30
	③啓発動画について、下記の視点から評価する ・具体的な動画制作の実績（国、県、市町村又は企業等からの受注により制作した代表的なもの）が提案されているか。 ・訴求力の高い「こどもまんなかアクション」など、想定される啓発動画の内容（動画の方向性、映像手法など）が提案されているか。	30
参加者募集	・参加者募集の広報活動によって、募集定員に達することが見込めるか。	10
独自提案	・これまでのノウハウや強みを生かした、本事業効果を高めるような独自の提案があるか。	5
業務実施体制	・事前調整から開催当日まで責任をもって遂行可能な実行・進行管理体制をとっているか。また、ワークショップ参加者への安全実施体制が確保できているか。（個人情報保護を含む）	10
経費見積	・見積額は、企画内容等に比して適切なものか。	5
合計		100

(3) 選定結果の通知

選定結果は、個別に通知する。なお、審査の経緯及び選定結果に対する異議は一切認めない。

(4) その他

業務の実施にあたっては、鹿児島市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。

## 1 0 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内容	日時
(1) 質問受付期限	令和7年6月17日(火) 午後3時
(2) 質問回答	令和7年6月19日(木) (予定)
(3) 参加申込書提出期限	令和7年6月24日(火) 午後3時
(4) 参加資格決定通知	令和7年6月26日(木) (予定)
(5) 企画提案書提出期限	令和7年7月11日(金) 午後3時
(6) プレゼンテーション審査実施通知	令和7年7月14日(月) (予定)
(7) プレゼンテーション審査(選定委員会)	令和7年7月17日(木) (予定)
(8) 選定結果通知	令和7年7月下旬(予定)
(9) 委託契約	令和7年7月下旬(予定)

## 1 1 著作権等

- (1) 企画案に使用する写真等は実際に使用可能なものであること。著作権や肖像権に関することは、制作者者において処理すること。
- (2) 宣伝用チラシ等成果品の著作権はすべて本市に帰属するものとする。(この権利は、デザインに使用した個々のイラスト等に及ぶものではないものとする。)

## 1 2 業務の委託

- (1) 選定委員会で選定された企画書の提案者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託することとし、あらかじめ見積合わせを行い契約を締結する(随意契約)。
- (2) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

## 1 3 その他

- (1) 本業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。  
なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言う。
- (2) 企画書等は、返却しないものとする。また、提出期限以降における企画書等の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 企画書等の作成及び提出、プレゼンテーションの実施等、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルは、当該業務に対する発想、対応姿勢等、業務能力を有する事業者を選定するものであり、提案されたアイデアについては、実際の準備・実施段階において変更等を行うことがある。
- (5) 企画書等について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。